（本紙十頁）　（郵便信書開可）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（箇定）

一行五號活字廿四字詰	一箇限	一日以上	七日以上
一行　毎　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を賑飾するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

第三千百七十號
明治廿四年十月廿七日
舊暦辛卯九月廿五日（丙戌）　火曜日

（西暦一千八百九十一年）

時事新報

東京士人の運動遊戯

前號の紙上に於て今の東京士人の生活惰弱なりその次第を述べ之を一變して心身の活潑健康を求るには遊戯の趣を改めて射的、乘馬、漕舟等の運動を試みんことを勸告したり依て更に其方法に就て詳說せんに凡そ遊戯の種類多しと雖も心身の活潑健康に益するものは快樂に兼ねて運動を以てするものならざる可らず今の東京の士人間に專ら行はるゝ所の遊戯は骨牌の如き花合の如き又は圍碁將棋等多くは室内の坐遊にして更に快活の趣なきのみならず中には時として惡風の之に伴ふものあるに非ず遊戯は銘々の嗜好に由るものにして外より云々す可きに非ざれ共左なきだに都下の生活は兎角人をして惰弱に陷らしむるの風を免れざる其處に其人々が日々夜々事とする所の遊戯にして以上の如き性質のものあるときは益々身を腐敗に導くのみにして能く活潑健康に益する所なかる可し而して其心身の衰弱如何は國勢の伸縮にも關係する大事件なりと謂へば自から省みて國の爲め又身の爲めにも大に警むる所あれば可らず若されば我輩は前に記したる射的乘馬漕舟等の遊戯を以て都人士の時好に換んことを論ずるものあり射的の事に關ては我輩の曾て論じたるあれば茲に重ねて論ずるの要なしと雖も其勇武と云ふと雖も其勇武とは一般の氣象を稱するみにて國民に特殊の長技あるを聞かず今の列國中に於て特に射的と云ひ乘馬と云ひ漕舟と云ひ筆事に就ては其國民に皆其技倆の長ずるに我國民は奚隷の民と稱し其技倆の拙なるに比して其人々が家に骨牌花札等の遊具を蓄へ無用の車夫僕等を傭ひ其人々が家に骨牌花札等の遊具を蓄へ無用の車夫僕等を傭ひ

（以下欠）

（第三面）

（第四面）

（第五面）

（第六面）

（第七面）

（第八面）

（第九面）

（第十面）

（第十一面）

（第十二面）

（第十三面）

（第十四面）

（第十五面）

（第十六面）

（第十七面）

（第十八面）

（第十九面）

（第二十面）

（第二十一面）

（第二十二面）

（第二十三面）

（第二十四面）

（第二十五面）

（第二十六面）

（第二十七面）

（第二十八面）

（第二十九面）

（第三十面）

（第三十一面）

（第三十二面）

（第三十三面）

（第三十四面）

（第三十五面）

（第三十六面）

（第三十七面）

（第三十八面）

（第三十九面）

（第四十面）

（第四十一面）

（第四十二面）

（第四十三面）

（第四十四面）

（第四十五面）

（第四十六面）

（第四十七面）

（第四十八面）

（第四十九面）

（第五十面）

（第五十一面）

（第五十二面）

（第五十三面）

（第五十四面）

（第五十五面）

（第五十六面）

（第五十七面）

（第五十八面）

（第五十九面）

（第六十面）

（第六十一面）

（第六十二面）

（第六十三面）

（第六十四面）

（第六十五面）

（第六十六面）

（第六十七面）

（第六十八面）

（第六十九面）

（第七十面）

（第七十一面）

（第七十二面）

（第七十三面）

（第七十四面）

（第七十五面）

（第七十六面）

（第七十七面）

（第七十八面）

（第七十九面）

（第八十面）

（第八十一面）

（第八十二面）

（第八十三面）

（第八十四面）

（第八十五面）

（第八十六面）

（第八十七面）

（第八十八面）

（第八十九面）

（第九十面）

（第九十一面）

（第九十二面）

（第九十三面）

（第九十四面）

（第九十五面）

（第九十六面）

（第九十七面）

（第九十八面）

（第九十九面）

（第百面）

官報

〇司法省告示第九十八號

盛岡地方裁判所管内花卷區裁判所ニ於テ明治二十四年十一月一日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ

明治二十四年十月二十六日

司法大臣子爵田中不二麻呂

〇司法省告示第九十九號

大津地方裁判所管内水口區裁判所ニ於テ明治廿四年十一月十四日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ

明治二十四年十月二十六日

司法大臣子爵田中不二麻呂

雜報

〇巴西前帝の失望　先年革命の際國外に放逐せられたる南米巴西國のドム　ペドロ帝は歐州にありて故國を思ふの情禁じ難く近頃共和政府の一市民として巴西に住居するの許可を得んを請求したれども巴西國會にては斷然之を拒みたるを以て痛く失望し來客と共に巴西の事を談ずる度毎に雨眼に涙を浮べ故國に於て餘生を送る能はざるを嘆き居りと云ふ

〇備外國人諸給　二十四年度の豫算に於て備外國人諸給と云へる一項の見ゆるものは内務、陸軍、海軍の三省所管にして其他には之を俸給及諸給の項中に屬する目に於て顯す迄ありしが二十五年度に於て備外國人諸給の一項を特に設くるものは司法省と農商務省のみにして他は之を項中の一目として豫算しある由而して斯くは一項とし一は項中の一目とあす次第は唯當該豫算の期限内に歳入期限の整さるものは之を俸給及諸給なる項下の一目とし備繼の分は特に一項として其金額を掲ぐる譯にして現に司法省歳の外國人四名中ボアタード氏（年俸一萬四千圓）カークード氏（月俸千百五十圓即ち年に一萬三千八百圓の割）レンホルム氏（月俸二百圓即ち年二千四百圓）の俸給は何れも之を俸給及諸給の項中に合算しあれどもパテルノストロ氏（月俸六百圓即ち年七千二百圓）は本年末にて滿期となる故更に備繼の見込にて司法本省の款中に備外國人諸給の一項を設けて七千二百圓を豫算し又農商務省は地質調査所の備外國人を更に雇續ぐ爲め千五百七十五圓を備外國人諸給として一項を新設したりといふ

〇新潟縣會の議案　來月中に開會する新潟縣會には同縣の理事者より師範學校々舍建築の議案を提出せんと昨今頻りに調査中なるが同縣にては尋常中學校を也新潟に建設して師範學校と共通するは至らしめず書籍器械教員等の上に就ても便利なる所あらんとて既に二萬五千圓の豫算案を提出する都合なりしが本年の洪水により多額の費用を支出するに至りしより尋常中學校の建設案は提出を見合はすることに内決したるよし

〇曹洞宗管長に係はる訴訴　宮城縣下曹洞宗々務支廳取締りたりし菊池大仙は永平寺住職撰擧の際立會人を命せられ居たるが撰擧に關して穩當ならざる所業ありたりとして其立會役を罷められたるを不服とし管長畔上禪仙に對し越權取消立會權回復の訴訴を起し又在長野縣同宗務支局取締渡邊俊龍は其管下末寺の投票が撰擧規則に違反したるを以て棄却せられたるを不服とし是又畔上管長に係り投票關係及不當の處置取締方の訴訴を起したるに依り管長は代言人菊池武夫氏へ右の代言を委托し兩件共名目の相異あれども詰り永平寺貫主撰擧に付て不服を唱ふる次第なるのみならず菊池大言の議論の如きは代言人に委任の手數料を拂ふる代言人に委任の手數料を拂ふる代言人に委任の手數料を拂ふる